

資料 1

『伊賀市文化財保存活用地域計画』の作成について

教育委員会文化財課

【1. 計画策定の背景と目的】

(1) 文化財保護法の改正 平成 31 年 4 月施行

①過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題。

②文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会全体で継承に取り組む必要がある。

③文化財の計画的な保存・活用の促進や、文化財保護行政の推進力の強化を図る。

・都道府県 文化財保存活用大綱を策定。

(文化財の保存・活用の総合的施策 令和 2 年 7 月、県大綱策定)

・市町村 文化財保存活用地域計画を作成。

(大綱を勘案した文化財の保存・活用の総合的計画)

(2) 計画の概要

①趣旨 各市町村が目指す目標や、取り組みの具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン。

②記載事項

・歴史文化の概要と特徴

・文化財の保存・活用に関する基本的な方針

・文化財の保存・活用を図るために市町村が講じる措置の内容

・文化財の保存・活用の推進体制

【2. 計画の内容】

※『伊賀市文化財保存活用地域計画』目次 (案)

【3. 計画策定のスケジュール】

※『伊賀市文化財保存活用地域計画』作成事業スケジュール (案)

【4. 計画作成の体制】

① 地域計画作成庁内検討会議 庁内関係各課との連絡調整

② 地域計画協議会 (第 183 条の 9) 素案検討・地域課題の聴取など

③ 文化財保護審議会 (第 183 条の 3 の 3 項) 協議会検討内容について随時意見聴取

※伊賀市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱 (案)

※伊賀市文化財保存活用地域計画作成庁内検討会議設置要綱 (案)

資料 1

【5. 地域計画作成による効果】

(1) 文化財登録原簿への登録の提案

地域計画の計画期間内に限り、当該市町村内に所在する未指定文化財のうち、登録文化財制度を活用して、所有者等の創意による様々な活用を促進する。

(2) 認定市町村による事務処理の特例

都道府県や政令市などで処理されている事務について、希望に応じて認定市町村でも実施できる。

重要文化財：①現状変更許可・取消、現状変更等の停止命令 ②所有者以外の者による公開の許可 ③管理等について報告を求める、調査させる

(3) 文化財の活用を推進する新たな補助金の活用

◎平成 31 年度補助事業

- ・文化財保存活用地域計画等を活用した観光拠点づくり事業

◎令和 2 年度補助事業 地域計画作成市町村が対象 情報発信

- ・観光拠点整備事業（地域文化財総合活用推進事業）

（周遊サイン・VR等・活用整備事業（古民家等を活用した観光拠点施設・宿泊施設の整備 地域計画作成市町村対象補助事業）

- ・観光拠点整備事業（文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業）

（登録文化財の修理事業 地域計画作成市町村は 5% 嵩上）

◎地方創生推進交付金における文化財を活用した事業が可能

【6. 地域計画作成にかかる経費】

積算経費

年度	費目内訳等	予算額（概算）
令和 3 年度	委員報酬・旅費・アンケート調査委託費等	1,289,000 円
令和 4 年度	委員報酬・旅費等	220,000 円
令和 5 年度	旅費・印刷製本費	521,000 円
合計		2,030,000 円